

山村の内発力に学ぶ —共有林の地域的機能と地域づくり—

西野寿章（高崎経済大学教授）

1. はじめに

報告者は、長年にわたって山村地域の開発と振興に関する研究を行ってきた。その発端は卒業論文において、1970年代のダム建設に伴う2つの水没村落の移転形態の相違は、水没直前の村落構造と関係していることを明らかにした¹⁾。その村落構造の相違は、共有林の有無が背景にあり、共有林が解体され、家々の土地所有格差の大きかった村落は個別分散移転を行い、入会林野が解体されずに土地所有格差がほとんどなかった村落は集団移転を行ったのであった。すなわち、共有的山林の有無が村落構造を決定づけ、移転形態に反映したのであった。その後、報告者は、山村のむらおこしや土地利用変化²⁾、林業振興に関する研究³⁾と群馬県の県産材住宅政策に関わり林業振興に実践的に取り組んだが、並行して、修士論文以来、取り組んでいた戦前の山村に展開していた町村営電気事業、電気利用組合の研究を進めた。

戦前において、町村営電気や電気利用組合の設置された自治体や集落は、電灯会社の配電区域に組み入れられないか、組み入れられても全域に配電されないことから地域自ら電化に乗り出したのであり、そのほとんどは山村、山間集落であった。その際、報告者の素朴な疑問は、脆弱かつ政府からの手厚い財政支援のなかった財政環境の中において、どのようにして初期投資に莫大な費用を必要とした電気事業を成し遂げることができたのかという点であった。また、戦後、半世紀以上にわたってむらおこしに取り組んできた集落について、なぜ持続的にむらおこしに取り組んできたのかという疑問を解く中で、薪炭材の採取場となっていた共有林への植林が、むらおこしの持続要因となっていたことに気づいた。これらの疑問を解明するに従って、多くのケースに近世の入会林野を起源とする町村有林や部落有林、また集落の特定の構成員が所有権を持っていた共有林が存在していることで共通していることに気づいた⁴⁾。

現代は、各省庁が様々な補助金や助成金を用意し、自治体はそうした補助金の交付を受けて地域振興を図っている。山村地域では、これらに加えて、1965年制定の山村振興法や1970年制定の過疎法によって社会資本整備や地域振興にも取り組んできた。しかし、今日の山村では限界集落と呼ばれる高齢化の著しく進んだ山間集落が多数出現し、そのためか、山村の存在そのものを否定する意見⁵⁾や山村住民の都市移住を促す意見⁶⁾も出ている。

自治体で使われる様々補助金や助成金は、地域振興に寄与しているように見える。し

かし、山村が活性化したという話しは、ほとんど聞いたことがない。山村に立派な建物が建設されたり、道路が整備されたりしても、明るい話題は聞こえてこない。どうも、地域振興の方法が間違っているのではないかと考えるようにもなった。それは、戦前の町村営電気事業や電気利用組合、戦後の持続的なむらおこしの主役は「住民」であるのに対して、現代の地域振興と言われる様々な取り組みに「住民」が存在していないケースが多いからである。1970年代以降、地域主義論⁷⁾や内発的発展論⁸⁾が唱えられた。地域格差が拡大する中で住民の運動論としても活発な議論が行われた。自治体も危機感を強めていた。しかし、プラザ合意を契機としたバブル経済の生成は、戦後の地域開発の帰結として発生していた諸問題を忘れさせるような錯覚をもたらした。バブル経済に沸いたのは、自治体も同様であった。加えて1994年のガット・ウルグアイラウンド協定に関連して、農業対策とされながらも農山村に立派なホテルが建てられたりもした。しかし、バブル経済の騒ぎが一段落すると、産業空洞化が顕在化し、山村から撤退する企業が続出した。2001年から始まった構造改革では地方財政にしわ寄せが来て、平成の大合併の波に飲み込まれ、個性あるはずの地域が次々と姿を消していったのである。自治体もバブル経済に巻き込まれる中で主体性を見失い、政府への依存姿勢を強めることになった。

こうした中で、限界化の進む山村地域の振興策は、ないのだろうか。報告者は、これまでの自らの研究を通して、共有林⁹⁾の存在が地域に影響を与え、内発性の源泉となっていることを認識した。本報告では、共有林の地域的役割を歴史的に整理して、限界化の進む山村地域における「住民」主体となる地域振興のあり方を検討してみたい。

2. 戦前の山村における町村営電気事業の展開と共有林

戦前の電気事業は、市場に委ねる形で発達し、都市地域には早くから電灯会社が設立され電気供給を担ったが、電灯会社にとって投資効率の悪い農山村、漁村の電化は遅れ、電灯会社が農山村を配電区域に組み入れても、家屋が分散的な地区には配電しないケースもあった。そのため、自治体が電気事業を経営するケースが山村で目立った¹⁰⁾。国家総動員法が公布された前年の1937(昭和12)年における電気事業者数は731を数え、この内610は民営事業者であったが、120は公営電気事業者となっており、この内88は町村が設立したものであった。公営電気には、高知県や富山県などの県営電気事業¹¹⁾、京都市、東京市、大阪市、仙台市などの市営電気事業¹²⁾もあったが、県、市による電気事業は自主財源を得ることを目的としていた。これに対し、町村営電気は地域に一斉に配電することを目的としていた点で性格が異なっていた¹³⁾。

長野県上郷村(現飯田市)では、1933(昭和8)年に村営電気が開業したが、村営計画が最初に出されてから20年もの年月が経っていた。上郷村には、辰野から天竜川に沿って飯田に向かって伊那電気鉄道(以下、伊那電。現JR飯田線)が路線を南下させ、路線沿線に電気供給を行っており、上郷村も伊那電の供給区域となった。1916(大正5)年、伊那電は幹線路線沿いに電柱を配り始めたが、他の地区への配電は、営業状態によって、いつになるか判らないと回答した。上郷村では、幹線路線沿い以外の地区への

配電に際して、伊那電が寄付を強要するのではないかと考え、同年、区長会で電気事業を村営で行うことを決議した。1917年には飯田町（現飯田市）に隣接した集落に飯田電灯によって点灯された。1920年には村民大会が開催され、村営電気期成同盟会が発足した。その直後、飯田電灯によって点灯された集落は廃灯に踏み切り、全村一体となった村営電気設立運動が展開されるに至った。村民大会がたびたび開催され、住民は長野県への陳情にも乗り出した。こうした流れに、青年会も乗り、問題を複雑化した側面は否めないが、1924（大正13）年に5年後には村営に移行することを条件に伊那電によって全村一斉に点灯した。上郷村は周辺地域から「闇郷村」と言われたが、村民は全村一斉点灯にこだわった。当時の農山村において電気を必要としたのは、照明に使用していた石油ランプが原因となって、たびたび火災が発生しており、安全な電気、電灯を求めている。上郷村の村営電気をめぐる問題は、投資効率を重んじる電灯会社と全村一斉点灯という共同体的課題の闘いであった。その際、長年にわたる電灯会社との闘争と村営電気事業の成立を財政面で支えたのが、近世の入会山を起源とする1,800haに及ぶ村有林の存在であった。上郷村は、この村有林の存在によって長野県下で最大規模の村有財産を有していた。村有林が村の自主財源として本格的に機能するのは、1926年以降のことであったが、枯損木売払代などが長期間にわたる交渉・陳情活動の資金となり、伊那電買収の事業資金の一部を賄ったのであった¹⁴⁾。

次いで、長野県中澤村（現駒ヶ根市）において村営電気事業計画が打ち出されたのは1913（大正2）のことであった。その理由は、中沢村が伊那電の供給区域となった場合、有利な箇所より点灯し、村内一様に電灯の恩恵に浴することができないと考えられたからであった。そのため、中沢村は1913（大正2）年に電気事業経営の許可申請を長野県と通信省に提出したが、起債が認められなかったことから暗礁に乗り上げた。そのため、中沢村では、事業費の36.8%を村民からの寄付金によって集めることにした。この当時の寄付金は、指定寄附とも呼ばれ、徴税よりも強い強制力を持ったとされ¹⁵⁾、地主小作制度下においては小作層の負担が増したものと考えられるが、中沢村の場合、各区が所有していた部落有林がこうした問題を解決した。当時の中沢村は7区に区分され、各区毎に近世の百姓持山を起源とした部落有林があり、その立木売払代を区の寄付金として村に納めている。すなわち、部落有林野が生み出した共同体的収益が村営電気の成立に大きく寄与したのであった¹⁶⁾。

さらに、岐阜県には1935（昭和10）年において、全国の町村営電気の29.2%が集中していた。筆者は、長年にわたって、なぜ岐阜県に多くの町村営電気が集中していたのか、その謎を探ってきた。橋川武郎は『中部地方電気事業史』において、岐阜県に町村営電気が発展したのは、山深く他地域からの送電がコスト的に困難だったこと、町村営電気事業の基盤となる水力資源に恵まれていたことに加え、岐阜県特有の理由として、第一次世界大戦後の電気事業村営化運動に対する民営電力会社の抵抗は弱かったとし、その根拠は1922（大正11）年の岐阜県会が採択した「電気事業者取締に関する意見」にあるとし、この時期の岐阜県においては民営電力会社の活動に対する社会的制約が大きく、民営電力会社の活動力の脆弱さに求めることができると述べている¹⁷⁾。橋川は

1922年の岐阜県会の決議が電灯会社の町村営電気の設定を促したとするが、1938（昭和13）年までに開業した28の町村営電気の内、19の町村営電気は1922年までに開業しており、また1922年以降に開業した村営電気が計画されたのは1919（大正8）年のことであるなど、橘川説では十分な説明ができない。

そこで筆者は、岐阜県に開設された28の町村営電気事業の財源に注目した。その結果、岐阜県における町村営電気事業は、主として町村有林が創業財源として重要な役割を果たしていたことが判明した。その際、より高額で売払い可能な樹種によって構成されていた町村有林の所有自治体ほど、開業年が早い傾向にあることも理解された。これが内発的に電気事業に取り組めた自治体の持つ地域的条件となっていた¹⁸⁾。

このように、電灯会社の配電区域に組み入れられても、全村一斉点灯を目指した自治体は町村有林、部落有林を財源として村営電気事業を行い、岐阜県では経済的価値の高い町村有林を有していた自治体では内発的に電気事業を計画して、住民福祉の向上に取り組んだのであった。

3. 山間集落における持続的な「むらおこし」とその存立基盤¹⁹⁾

筆者は長年、京都府の山間集落に半世紀を超えて展開している「むらおこし」の存立基盤を探ってきた。日本海に流入する由良川の源流に位置する旧美山町芦生集落（現南丹市）は、1975（昭和50）年では27世帯96人、2005（平成17）年では24世帯67人で構成された山間集落である。1960年までは全世帯が製炭と山仕事に従事していた。エネルギー革命によって経済基盤を失い、生活の方法を考える必要があった。芦生には640haの共有林があり、古くからの家筋13戸がその所有権を有していた。芦生の人々は、この共有林内に自生するなめこの缶詰生産を考案し、1961（昭和36）年に芦生なめこ生産組合を設立した。1969年には林業構造改善事業補助金によってプレハブの工場を建設するが、思うように販売できず、1960年代は苦しい経営が続いた。1973（昭和48）年には、芦生なめこ生産組合と美山町農業協同組合が業務提携を結び、農協の持つチャネルを通して、飛躍的に売上げが伸びるようになった。商品は、なめこだけではなく、漬物や山菜加工品など、自然食品をコンセプトに商品開発を進めた。1977年には市民生協の商品開発が始まり、1980（昭和55）年には売上げが1億円を突破した。現在も市民生協の売上げが約65%を占めており、安定した販売先を確保することに成功した。1980年頃から芦生でのむらおこしを知った若者がIターン者として芦生に定住するようになる。2006年には、有限会社に変更した。芦生なめこ生産組合の活動は、酒米栽培と牛乳生産を主産業としていた美山町に新たな産業を生み出すことになった。

筆者は、1961年に生産組合を設立して、農協と提携を結んだ1973年までの12年間に注目した。聞き取り調査によると、この間、「いくら働いても、収入は盆と正月に僅かもらえただけ」という。それでも毎日、工場へは出勤していた。芦生の人達は、収入が僅かしかもらえなかったのに、なぜ毎日、工場で働いたのだろうか。それは、1961年から1975年までの間に145haに植林した共有林が存在していたからだと考えられた。芦生で植林を進めた時期は都市への人口集中が続き、住宅需要も旺盛であったことから木材

価格が高く、その後も、1980年まで国産材価格は高値を維持していた。植林当時の木材価格の水準のまま、145haの人工林が伐期を迎えられることを共有林の権利者は共通に認識していたと考えられる。しかし、製炭が産業として成り立たなくなって、芦生の人々は伐期を迎えるまでの生活手段を見つける必要があった。それが、なめこの缶詰から始まった芦生のむらおこしであったと見ることができる。芦生なめこ生産組合の創立者6人の子供の内、3名はUターンしてむらおこしを継承した。その結果、芦生の持続的なむらおこしは、住民の努力によってむらおこしのモデルとして知られるようになり、自然ブームの到来も自然食品をコンセプトとした生産組合の商品の売上げを伸ばし、主に近畿地方の消費者から認識されるようになって、生産組合において観光事業も展開されるようになった。過疎山村の活性化に大きく寄与したと言ってもよい。その基盤には、生産組合の創立者達が伐期を楽しみにした共有林の存在があったが、木材価格の下落と共に植林当時に抱いていた期待はずれ、植林の苦労は報われることなく、今や共有林の固定資産税が大きな負担となっている。

4. 過疎化の地域差とその要因—共有林の人口抑制機能に関する考察—

筆者は、芦生で学ばせていただき、木材価格が一定の水準を維持していれば、共有林は世帯減少を抑制する機能を持っていたのではないかと考え始めるようになった。木材価格が一定の水準にあれば、部落有林にせよ、記名共有林にせよ、その権利世帯は伐採による収入に期待を持ち、収益は権利持分に依じて配分された。惣有であれば、集落を構成する世帯に平等に分配された。こうした共有林の存在が、人口は減少しても、世帯数の減少を抑制する機能を有していたのではないかと仮説を持つようになった。すなわち、集落レベルで過疎化の地域差を見たときに、木材価格が下落し始める1980年以前であれば、共有林の規模が大きい集落ほど、過疎化に対する抵抗力があったと考えられるのである。

従来、過疎の程度に地域差のあることは指摘され、その要因について地理学では、藤田佳久が地形的条件や開発の歴史的時間差に求め²⁰⁾、岡橋秀典が労働市場形成の地域差に求めた研究が代表的である²¹⁾。マクロ的には、こうした指摘は妥当性を持っているが、集落レベルでの地域差については、集落の地理的要因による不利性についてはたびたび触れられるが、社会的要因を背景とした研究はほとんどない。そこで、筆者らは、全国の共有林のある集落とない集落における世帯減少の程度差を明らかにするための研究に取り組んできた²²⁾。研究は、まだ途上にあるが、入会林野や生産森林組合における「集団的林野経営」の地域的機能を析出するために、生産森林組合の多い1府22県を対象として、1970年の農業集落カードから共有林野（ほぼ生産森林組合の所有面積と考えられる）のある集落を抽出して、データベースを作成し、共有林が世帯数の増減とどのような関係を有しているかについて分析を進めている。

例えば、長野県では共有林面積が100haを超える106集落について分析したところ、集落の入会林率と1970年から1990年までの20年間の総戸数増減率との間には0.52の相関が見出され、また群馬県では集落単位では傾向が現れないものの、昭和の大合併以前の

旧村単位にデータを集約し、分析したところ、旧慣行農家率と1970年から1990年までの20年間の総戸数増減率との間には0.55の相関が見出されており、共有林の存在は集落の動向に何らかの影響を与えていたことが推定された。また群馬県を例にすると、世帯増減率の要因は、通勤通学可能な集落の地理的条件なども影響している可能性もあり、共有林の存在だけが要因とは言えないものの、こうした傾向が見えることは、共有林が地域社会に何らかの影響を与えていたと見ることができよう。群馬県において、限界化が指摘されている集落の多い山村には、ほとんど共有林が存在していないことも、こうした仮説を裏付けているようにも捉えられ、自治体レベルの共有林率と世帯増減率を類型化すると、地形的条件を要因としてまとまった分布が見られることも、その一端を示しているとも見える。

生産森林組合は、茨城県、千葉県、愛知県、沖縄県を除いた都道府県にあって、2015年現在、3,116組合を数えている。最も多いのは、兵庫県の332組合、次いで新潟県181組合、福井県180組合、京都府166組合、長野県141組合などの順となっている。生産森林組合は、1910（明治43）年の部落有林統一事業に伴う市町村有財産への組み入れ、1966（昭和41）年の入会林野近代化法における個人分割に抵抗して、入会林野を法人所有としたものである。2015年現在、群馬県には53の生産森林組合がある。入会林野近代化直前の1965年では18組合だったが、1970年には27組合、1980年には54組合まで増加した。その活動状況をみると、1977年から2003年までの間に主伐315ha、新植305ha、間伐715haとなっている。主伐は1989年以降、ほとんど行われなくなり、新植も1993年以降において激減している。間伐は1988年まで多くの面積で行われたが、1991年以降、少し波があるが激減している。これは言うまでもなく、国産材価格の低下によるものであり、プラサ合意直後の円高が大きく影響していることがわかる。こうした活動状況の中、群馬県においては、前述したように昭和の大合併以前の旧村単位にデータを集約し、分析したところ、旧慣行農家率と1970年から1990年までの20年間の総戸数増減率との間には0.55の相関が見出されており、共有林の存在は集落の動向に何らかの影響を与えていたことが推定された。

筆者が、兵庫県宍粟市と群馬県の生産森林組合に実施したアンケート結果から、集落コミュニティの基盤として、重要な役割を果たしてきたことも明らかになった。例えば、集落排水事業への拠出、自治会への支援、地域の保育園、福祉施設への支援、公民館建設の財源への拠出などである。また、「昔、スギ、ヒノキは高値で販売出来ていたので資産として大切な存在だった。伐期を楽しみにしていた」、「安値の時代が続き、収入がなく、世代が変わり、山に「興味」を持たなくなった」、「今は「重荷」、処分も出来ず困り果てている」、「組合員の多くの転出によって維持が困難になっている」、「税金は過去の貯金で支払っているが、今後については見通せない」、「森林育成、資産づくりの行為そのものは人づくりであり、地域づくりであった」との意見も聞くことができた。これらより、生産森林組合は集落コミュニティの基盤となっていた様子がうかがわれ、財産区と同様に生産森林組合は社会的役割を果たしてきたこともわかる。ただし、こうした役割は木材価格が一定の水準にあってこそ果たせたものであるものの、木材価

格さえ、一定に保つことができれば、山間集落が存続してゆくことが可能となる側面も
うかがわれる。

5. 地域振興に欠落した政策的視点

以上の研究の積み重ねから、次のように整理することができる。山村では、互いに必要な社会資本（電気）を、互いに権利を有していた共有林の利益によって形成し、互いに利便性を高めた歴史があったこと、1960年代には共有林の将来に期待して植林し、収穫が得られるまでの生活手段を共同で考案し、経営したこと、住民が相互の利益を得るために、住民相互で知恵を出し合い、共通の利益を求め合った歴史のあったことなど、山村における内発性の存在を知ることができる。すなわち、山村は、木材価格さえ維持されれば、共有林を基盤として自立的な社会を形成することが可能であることがわかる。

過疎問題は、産業の跛行的地域配置がもたらした結果であり、自ら「非効率な」「非経済空間」を創出したわけではない。先進国である以上、経済のグローバル化に対応していく必要は認められるが、問題なのは、プラザ合意のように国家間の協定締結後の政策的ホローがなされないまま今日に至っている点である。林業は、その代表例であろう。ガット・ウルグアイラウンド対策として、農村には巨額な社会資本整備費用が投入された農業分野とは対照的である。議員立法により成立した山村振興法や過疎法に込められた格差是正の政策的理念は、1985年のプラザ合意以降において大きく崩れたと言ってもよい。

これまでの山村政策を否定するつもりはないが、1985年以降の地域振興政策には、住民相互の利益になることへの認識、その利益のために住民相互の地域的活動が行われることが必要との認識が欠落してきたと指摘できる。冒頭に述べたように、農山村地域のみならず、多くの自治体においては、各省庁の補助金や助成金を獲得して地域振興に取り組んでいるが、行政主導の多くの地域振興策には、こうした視点が欠落していることに気づくことが必要である。山村に巨額な財政投資がなされても、集落の限界化が進んでいることがこのことを裏付けている。

6. 山間集落維持のための林業振興への政策的試論

筆者は、1996年と1997年の2年間、群馬県の林業振興政策の立案に携わった。外材卓越下における林業振興政策の基本は、国産材需要の開発にあることは言うまでもない。静岡県龍山村森林組合や岩手県住田町など、古くから産直住宅政策に取り組んで来た先行事例があり、岐阜県では山村自治体に設立された産直住宅組合とそれを束ねる県レベルの産直住宅協会を組織して、振興に取り組んできたことはよく知られている。

群馬県においては、県が主導して、県産材住宅の普及に取り組んだ。政策立案に際しての政策的視点は、消費者視点に立った林業振興であり、川上（素材生産）・川中（製材）・川下（設計建設）が一体となった県産材住宅供給のための協同組合の設立を目標とした。それは、国産材需要は存在しているものの、消費者による木材選択機会がない

ことが県産材、国産材の需要を低迷させているからであった。県産材で住宅を建設したいものの、どこへ依頼すればよいのかがわからないとの県民からの問い合わせに対して、答える術がなかったことも県独自の林業振興政策に取り組む契機ともなっていた。

群馬県では、1998（平成10）年度より、構造材の6割に県産材を使用した住宅に対する大幅な住宅ローンの利子補給制度を開始した。財政事情から政策内容を変更しつつも、県産材住宅の普及に積極的に取り組み、県民の間にも広く普及してきた。建築された県産材住宅は、累計で8,700戸余りに達している。しかし、山元立木価格が低く抑えられている現状から、山林所有者の経営意欲を高めるには至っていないこと、地域において、川上、川中、川下が一体的に取り組むというのは、実際には容易なことではないことなどが判明してきた²³⁾。

近年、自伐林業がビジネスモデルとして評価され²⁴⁾、また財産区、生産森林組合を現代に活かす手法も探られている。自伐林業は、一定の面積を有した山林所有者には有効であるものの、コミュニティ形成にどのように結びつくのかが見えない。その際、佐藤宣子氏が、共有林、財産区、生産森林組合の歴史的役割を評価し、住民参加を促し、外にアピールして外部組織との連携を強めることや森林認証の取得をきっかけとして持続的な林業経営を確立して、次世代に森林を引き継いでいくこと、共有林等の歴史に学ぶ地元学などに取り組むことによって地域振興に取り組むことが重要だと指摘している点は重要である²⁵⁾。また、近年における入会林野に関する山下詠子の研究において、入会林野の現代的意義は、観光的利用や公益的利用など地域資源としての重要性と入会権が原発立地や産廃処分場の建設を阻止しているなど地域環境の保全に機能としている点にあるとし、入会林野近代化法の見直し、生産森林組合への支援策の必要性を指摘している²⁶⁾。さらに、環境問題が顕在化すると、入会林野が有してきたコモンズの発想が応用されるようにもなった²⁷⁾。

これらから学ぶべき視点は豊富にあるものの、いずれも限界化した山間集落の存続にどのように結びつくのかについては必ずしも明確ではない。森林の公益機能論は、都市住民に森林、山村の重要性を知らせる点で重要な意味があるものの、このことが山間集落の存続にどのように結びつくのかについては、やはり見えてこない。よく言われる山林の広葉樹林化も、公有林なら未だしも、山林所有者の個人所得にどのように結びつき、それが山間集落、山村の維持・存続にどのように寄与するのか、具体性に欠けている。やはり山村振興は、産業論的立場から論じ、政策として具体化する必要があるように考えられる。

7. 集团的林野経営史の現代的応用試論

筆者は、木材価格が一定水準を維持していた時代において、共有林は世帯数減少を抑制する機能を有していたことを指摘した。国家財政の破綻、地方経済の疲弊などから財政投資の効率性が求められるようになり、限界化が進行している山村への財政投資を抑制、場合によっては不要との極論まで出てきている。しかし、日本の国土の67%を森林が占め、しかも、その森林の42%が人工林となって、放置林が増加している現状、

加えて、近年の都市部に及ぶ野生獣害の頻発を勘案すると、森林の整備が不可欠である。その際、それは山間集落が持続してゆくことと並行して考える必要がある。山村に住まなくても、都市から山村に通えば良いとする意見もあるが、それで本当に林業が成立するのか疑問がある。日々、山を観察し、生態系を知り尽くしてこそ、環境保全もできる。効率性だけを優先する議論は、容易にできる。難しいのは、現状の中で、どのようにして活路を見出すのかということである。現在の状況において、山村振興の可能性はないのであろうか。

本報告で述べてきたように、明治以降の山村の内発性、内発性に学ぶ時、振興原理の一端がみえる。生産森林組合の地域的性格には、山村の持続性を考えるヒントがある。藤田佳久氏は、古くから林野の所有権と利用権を分離して、都市の行政組織や住民組織、企業などによる投資や連携など、多様な形での森林の活用を模索する必要性を指摘していた²⁸⁾。筆者は、藤田氏の視点と山間集落における共有林の歴史的な地域的役割を現代に応用することによって、山間集落の存続の方法を模索している。

現代の木材価格において、小規模な山林所有面積では林業として成立させるのは難しいが、藤田氏が言うように所有権と利用権を分離し、集落の構成員が所有している山林の利用権を出資して、規模の大きな山林を形成する。すなわち、小規模山林の集合体が集落に形成されることになる。厳密には、出資された山林の育成状況や針広割合、搬出路整備状況なども勘案して利益配分割合を決めるなど、細かく検討する必要はあるが、ここで重要なことは、利用権の出資によって形成された規模の大きな山林から素材が生産され、形成された山林のどの林班から伐採されても、出資割合によって利益が分配される点である。小規模山林では困難な林業経営が、利用権の出資によって規模の大きな山林が形成され、林業経営が可能となるのではないかと考えられる。

その際、木材価格は、十分に育成された山であれば、消費者の理解を得た上で、地域相場に関係なく、資本投下量に見合った木材価格で買い取られる。こうした形態を集落単位に形成し、生産森林組合や森林組合が地域の製材所、工務店と連携して、流域住民に住宅を供給してゆく。行政は、これらを支援するための地域政策を都道府県単位、あるいは流域単位の大きさに立案し、後ろ押しする。素材は、用材用のA材だけでなく、造作用にB材を活用し、C材は地域冷暖房用の木質ペレットとして商品化する。これらによって、大規模集団経営林野の形成と素材生産が行われ、山間集落の利用権出資者に利益分配が行われる。ただし、林業収入だけでは所得が安定しないため、特色ある農業への取り組みとその観光資源化なども並行して検討する必要がある。

日本は、人口減少、少子化の時代に入り、大量生産、大量消費の時代とは違った質を重んじる時代に入ったとも言える。国内市場だけを見れば、従来、盛んに言われてきた大ロットの安定供給の時代ではなくなってきており、生産森林組合と小規模製材所と地域工務店が提携した質の高い住宅供給体制や公共建築物への素材供給を検討してもよい。こうした生産森林組合のような集団的林野経営体が集落に成立すれば、収益が高まれば高まるほど、現住者や退職者のUターンによって、地域社会を持続させる可能性を持つと考えられる。先人が積み上げてきた「集団的林野経営」の原理を現代の山村

振興原理として検討すべきだと考える。

最近の小水力の導入も、発電所を共有林に見立てた政策的視点が重要であり、単なる営利事業に留まらせてはいけない。短期的には、生産森林組合の法人税や固定資産税の免除によって、山村の持続性に展望を与えることも一考ではあるが、集团的林野利用形態が形成可能な税制、誘因の検討が必要である。いずれによせ、我々が考えなければならないことは、日本から林業が消えて良いのかという問題²⁹⁾を問い続けることである。そのためにも、山村の振興に取り組んで来た先人の知恵と工夫に学び取る中から、山村持続の可能性を探ってゆくことが依然として重要であることを指摘しておきたい。

[付記]

東日本入会・山村研究会長、富士大学長の岡田秀二先生には、貴重な報告の場を与えていただいた。記して感謝申し上げます。また、報告内容に対し、励ましのお言葉をいただきました新潟県、秋田県の林業関係者の皆様方に感謝申し上げます。

本報告には、科学研究費基盤研究（A）「中山間地域における林業合理化・森林管理・住民生活の為のマネジメント=モデルの構築」（平成26～30年度、研究代表者・大阪大学文学研究科・堤 研二教授）、科学研究費基盤研究（B）「集团的林野経営の歴史の変遷と今日的課題に関する地理学的研究」（平成27～29年度、研究代表者・明治大学商学部・中川秀一教授）、科学研究費萌芽的挑戦研究「共有林の保護・再生と中山間地域の人口流出抑制・人口流入」（平成27～29年度、研究代表者・高崎経済大学地域政策学部・金光寛之教授）をそれぞれ使用した。記して感謝申し上げます。

[注]

- 1) 西野寿章（1981）「ダム建設に伴う水没村落の移転形態と村落構造—奈良県十津川村迫集落と福井県今庄町広野二ツ屋の場合—」、人文地理33-4、pp. 1-24。
- 2) 西野寿章（1998）『山村地域開発論』、大明堂。
- 3) 西野寿章（2008）『現代山村地域振興論』、原書房。
- 4) 西野寿章（2013）『山村における事業展開と共有林の機能』、原書房。
- 5) 例えば、八代尚宏（2011）『新自由主義の復権』、中公新書。
- 6) 例えば、林 直樹ほか（2010）『農村の撤退計画』、学芸出版社。
- 7) 玉野井芳郎『地域分権の思想』、東洋経済新報社。
- 8) 宮本憲一『現代の都市と農村—地域経済の再生を求めて—』、日本放送協会出版。
- 9) 本稿で言う共有林とは、近世の入会林野に起源持つ部落有林野、町村有林、村落の構成員全員や特定の家筋だけが権利を持つ共有林を指している。
- 10) 西野寿章（1988）「国家管理以前における電気事業の性格と地域との対応—中部地方を事例として—」、人文地理40-6、pp. 25-48。
- 11) 西野寿章（2017）「日本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点—戦前の県営電気の成立と背景—」、経済論叢（京都大学）190-4、pp. 69-87。
- 12) 西野寿章（2014）「戦前における市営電気事業の展開と特性」、地域政策研究（高崎経済大学）16-2、pp. 1-19。

- 13) 郡単位や複数の自治体で電気事業を経営した組合電気事業も存在していた。西野寿章 (2013)「戦前における電気組合の経営とその特性」、商学論叢 (福島大学) 81-4、pp. 203-223。
- 14) 西野寿章 (1989・1990)「戦前における村営電気事業の成立過程とその条件—長野県下伊那郡上郷村の場合—」、産業研究 (高崎経済大学附属産業研究所) 25-1・26-1、pp. 52-70・61-85。住民には電気の使用状況に応じた指定寄附を、また事業費全体の65%余りを起債に依存し、村有林の電気事業の成立に大きく寄与したということではないが、筆者は村有林の立木売払代が村営化の運動を支えたことを明らかにしている。
- 15) 大島美津子 (1994)『明治国家と地域社会』、岩波書店。
- 16) 西野寿章 (2006)「戦前における村営電気事業の成立と部落有林野—長野県下伊那郡中沢村を事例として—」、地域政策研究 (高崎経済大学) 8-3、pp. 103-118。
- 17) 橋川武郎 (1995)「地方電力会社の発展」、中部電力電気事業史編纂委員会『中部地方電気事業史』、pp. 247-248。
- 18) 西野寿章 (2018)「戦前の山村における町村営電気事業の展開とその条件—岐阜県を事例として—」、産業研究 (高崎経済大学地域科学研究所) 53-1・2、印刷中。
- 19) 西野寿章 (2013)「山間集落における持続的な『むらおこし』とその存立基盤」、前掲4)、pp. 67-87。
- 20) 藤田佳久 (1981)『日本の山村』、地人書房。
- 21) 岡橋秀典 (1997)『周辺地域の存立構造』、大明堂。
- 22) 日本学術振興会科学研究費基盤研究 (B)「集团的林野経営の歴史的変遷と今日的課題に関する地理学的研究」(平成27～29年度、研究代表者・明治大学商学部・中川秀一教授)、分担者・藤田佳久、西野寿章。「集团的林野経営」という表現は、藤田佳久先生の示唆による。
- 23) 西野寿章 (2008)「地域林業振興政策の論理と実際」、前掲3)、pp. 204-213。
- 24) 佐藤宣子 (2017)「地域ビジネスモデルとしての自伐型② 製材技術と設計者がつなぐ信頼のサプライチェーン」、現代林業613、pp. 40-47。
- 25) 佐藤宣子 (2012)「共有林・財産区・生産森林組合を現代に活かす」、現代林業553、pp. 14-19。
- 26) 山下詠子 (2011)『入会林野の変容と現代的意義』、東京大学出版会。
- 27) 例えば、室田 武・三俣 学編 (2004)『入会林野とコモンズ』、日本評論社。間宮陽介・廣川祐司編 (2013)『コモンズと公共空間』、昭和堂。
- 28) 藤田佳久 (1987)「国民経済にとっての森林・林業問題—地域論からのアプローチ—」、林業経済456、pp. 1-7。
- 29) 岡田秀二 (1988)『地域開発と山村・林業の再生』、杜陵高速印刷株式会社出版部。